

議第24号

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例

滋賀県公告式条例（昭和25年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法第16条の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「の公布」を「を公布しようとするとき」に、「その末尾に知事が署名する」を「、知事が署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をする」に改め、同条第3項中「これを」を削り、同項ただし書中「天災事変等に因り」を「天災その他やむを得ない事情により」に改め、「および公衆の見易い場所」を削り、「これに替える」を「行う」に改める。

第3条の見出し中「規則」を「知事の定める規則」に改め、同条中「規則にこれを」を「知事の定める規則の公布について」に改める。

第4条の見出しを「（知事の定める規程の公表）」に改め、同条第1項中「規則を除く外、」を削り、「の公表は、公布の種別」を「（規則を除く。以下同じ。）で公表を要するものを公表しようとするときは」に、「記入し、知事印を押さなければならない」を「記入するものとする」に改め、同条第2項中「前項の規定に」を「、知事の定める規程で公表を要するものの公表について」に改める。

第5条の見出しを「（知事以外の県の機関の定める規則等の公表）」に改め、同条第1項中「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他」を「知事以外の」に改め、「県の機関」の右に「（教育委員会を除く。以下同じ。）」を加え、「にこれを」を「の公表について」に改め、同項ただし書中「ただし、」を「この場合において、同条第1項中」に、「「当該」を「、「当該」に改め、同条第2項中「規定は、」の右に「知事以外の」を加え、「にこれを」を「の公表について」に改め、同項ただし書中「ただし、」を「この場合において、同条第1項中」に、「「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」を「、「当該機関名」に改める。

第6条中「規則または県」を「知事の定める規則または知事以外の県」に、「規程は、それぞ

れ」を「知事もしくは知事以外の県の機関の定める規程で公表を要するものは、」に、「をもつて特に」を「において当該規則または規程の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。